

貸し渋り・貸し剥がしに関する情報(一般情報受付分)
の受付・活用状況について

金融庁では、金融サービス利用者相談室が各種情報の受付の一環として受け付けた貸し渋り・貸し剥がしに関する情報について、その受付・活用状況を四半期毎に公表することとしています。今般、20年10月1日から12月31日までの受付状況及び受け付けた情報の活用状況を以下のとおりとりまとめたので公表します。

1. 受付状況

20年10月1日から12月31日までに受け付けた情報は205件となっています。受付状況の詳細は別表のとおりです。

【参考】これまでの四半期毎の受付件数の推移

区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
第1四半期	/	271	116	47	36	27	31
第2四半期		257	107	58	36	36	44
第3四半期		222	122	66	29	40	103
第4四半期	357	157	65	48	30	32	205

- (1) 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」開設日は、14年10月25日(各財務(支)局等は14年11月1日)。
(2) 17年7月19日に情報受付窓口を「金融サービス利用者相談室」に一元化。

2. 活用状況

(1) 監督部門においては、寄せられた情報を参考に、金融機関に対して、中小企業金融の円滑化や顧客への十分な説明態勢の確立、相談・苦情処理機能の強化等を要請しています。

また、検査部門においては、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているかについて重点的に検証を行っています。

(参考) こうした取組みに加え、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」においては、金融機関と貸出先との間の密度の高いコミュニケーションを通じた経営実態の把握状況等を検査において勘案することとしています。

(2) 個別金融機関に関する活用は、以下の方法により行っています。

受け付けた情報については、監督部門において、四半期毎にとりまとめ、金融機関の対応方針、態勢面等のヒアリングを実施しています。これらの情報のうち、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、臨機に、事実確認等のヒアリングを実施しています。

なお、これらのヒアリングの結果、監督上確認が必要と認められる場合には、銀行法第24条等に基づく報告を徴求することとしています。

検査部門においては、検査を実施する金融機関に関し、検査時までに受け付けた全ての情報や当該金融機関から徴求した報告の内容を参考とし、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢の構築状況のほか、貸出先に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行っています。

なお、検査の結果、問題があると認められる金融機関に対しては、銀行法第24条等に基づき、その改善措置に関する報告を徴求することとしています。

(3) 具体的な活用の状況は、以下のとおりです。

20年7月1日から9月30日までに「相談室」で受け付けた情報については、監督部門において、これを基に55金融機関に対してヒアリングを行いました。

20年7月1日から9月30日までに着手した検査においては、8金融機関の検査に際し、検査時までに寄せられた情報等を参考とし、貸出先に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行いました。

(別表)

貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付状況

(平成20年10月1日～12月31日までの受付分)

【受付件数】

20年10月1日から12月31日
までの受付件数

205

【業態別内訳(情報提供者の主張に基づく分類)】

区 分	20年10月1日から12月31日 までの受付件数
主 要 行	86
地 方 銀 行 ・ 第 二 地 方 銀 行	89
信 用 金 庫 ・ 信 用 組 合	56
そ の 他	20

【類型別内訳(情報提供者の主張に基づく分類)】

区 分	20年10月1日から12月31日 までの受付件数
新規融資拒否として情報提供されたもの	149
更改拒絶として情報提供されたもの	23
返済要求として情報提供されたもの	30
担保売却として情報提供されたもの	9
債権売却として情報提供されたもの	1
金利引上げとして情報提供されたもの	4
追加担保要求として情報提供されたもの	4
金融商品等の購入要請として情報提供されたもの	2
強引な経営関与として情報提供されたもの	0
そ の 他	46

(注) 1件の情報で複数の機関に関するものなどがあるため、「受付件数」と「業態別内訳」・「類型別内訳」の合計とは一致しない。